

大村入国管理センター被收容者死亡事案に関する調査結果(概要)

死亡した被收容者の身分事項等

- (1) **国籍・性別等** ナイジェリア・男性(死亡当時40歳台)
- (2) **退去強制手続** 入管法第24条第4号ロ(不法残留)及びリ(刑罰法令違反(1年を超える懲役刑の実刑に処せられた者))該当
刑務所を仮釈放後、平成27年11月に大阪入国管理局(当時)收容、平成28年7月以降大村入国管理センター收容。
- (3) **前科** ① 薬物関連刑罰法令違反により執行猶予付き懲役刑
② 窃盗等により懲役刑の実刑(宣告刑は5年を超えるもの)
- (4) **家族関係** 死亡当時、配偶者なし。
離婚した元妻(日本人)との間に子がいるが、本人は親権者ではない。

事実経過等

- (1) **死因** 飢餓死(司法解剖結果)
- (2) **事実経過の概要**(日付は、いずれも令和元年)
 - ① 5月30日、看守職員が、本人との面接により拒食を把握。
 - ② 5月31日、本人を所内診療室及び外部病院で受診させるとともに、動静確認のため単独室に移室。同日から6月4日まで、外部病院において点滴を実施。
 - ③ 6月5日以降、6月24日の死亡当日まで、本人は拒食を続行し、連日、職員の度重なる説得にもかかわらず、摂食、処方薬の服用又は点滴のいずれも拒否。
この間、6月5日、6月7日及び6月17日に所内診療室で診察が行われたが(6月11日は診察を拒否)、医師の再三の説得にもかかわらず、本人は点滴等の治療を拒否し、医師は治療を実施することができなかった。
 - ④ 6月24日午後0時54分頃、職員は、本人の体は動いているものの息が荒いことに気付き、違和感を覚え、午後1時12分頃、複数の職員で再確認。その際、本人に反応はなく、救急搬送をするも、午後2時11分頃、搬送先の病院で死亡を確認。

大村入国管理センターの対応状況について

- (1) 所内で受診をさせ、医師や看守職員が、連日点滴治療等を勧めたものの、本人が頑なに拒否したこと、常勤医師のいない大村入国管理センターにおける強制的治療は困難であったことなどを踏まえると、対応が不相当であったと評価することは困難。
- (2) 本人の前科内容等に鑑みれば、仮放免を行うべきであったということとはできない。

再発防止のために今後採るべき方策

- (1) 拒食の防止及び早期終了に向けた説得、カウンセリング等の取組の強化
- (2) 拒食者の健康状態の変化等に関する知見の組織的な蓄積及び共有
- (3) 強制的治療に係る体制の整備
- (4) 送還を促進する方策の検討
- (5) 仮放免の在り方の検討